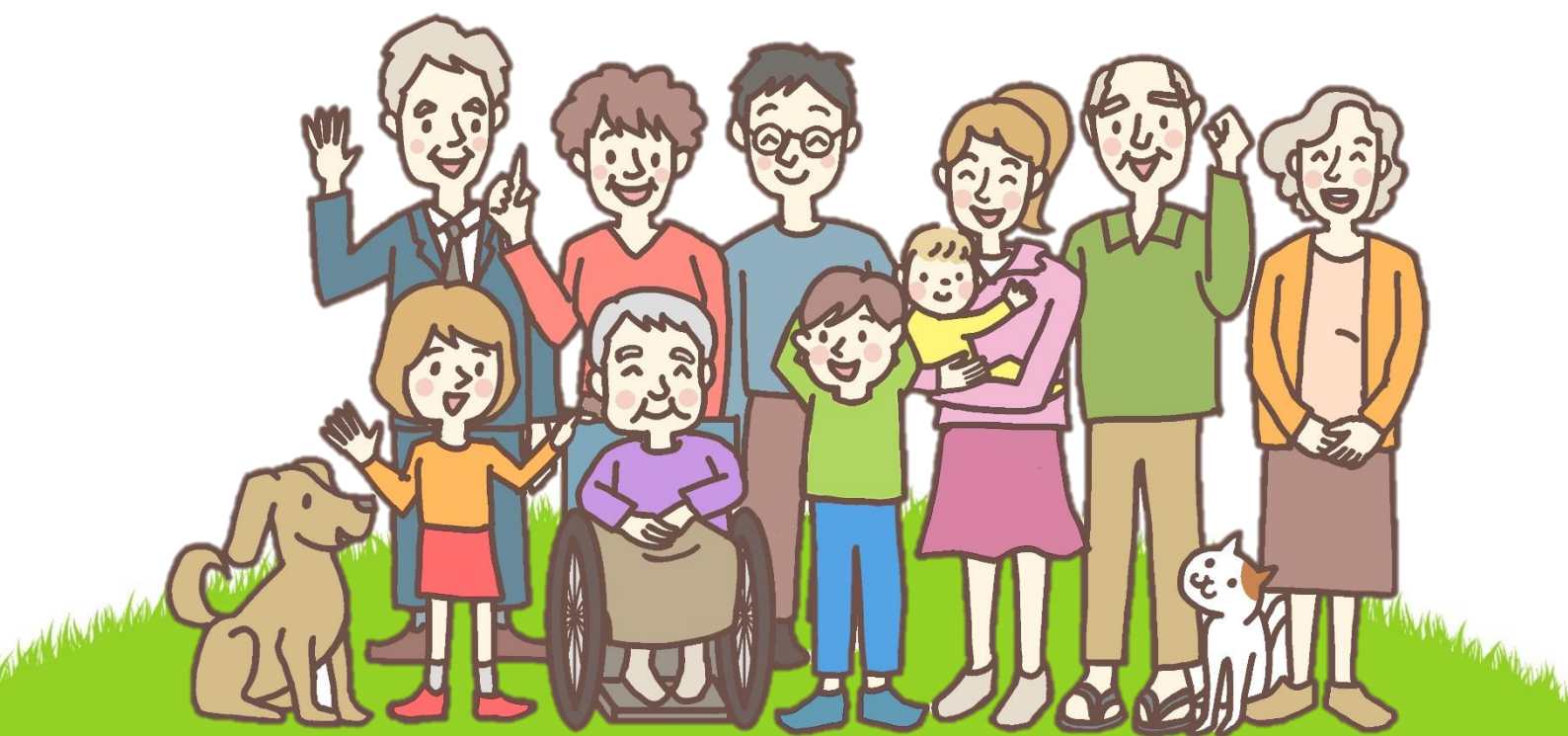


【令和4年度版】

ふれあい・いきいきサロン手引き



筑紫野市社会福祉協議会

.....目次.....

ページ	内 容
P. 2 ~	ふれあい・いきいきサロンをはじめませんか？
P. 3 ~	サロン運営の基礎知識
P. 5 ~	保険加入について
P. 11 ~	助成金について
P. 22 ~	職員の派遣について
P. 24 ~	レクリエーション用具の貸出について
P. 27 ~	バス利用について 他
P. 30 ~	サロンQ&A

ふれあい・いきいきサロンをはじめませんか？

ふれあい・いきいきサロンは家に閉じこもりがちな高齢者や障がい者、子育てに不安を抱える親子など、何らかのサポートを必要とする人達を対象として、同じ地域に住む住民（ボランティア）と参加者が一緒になり楽しく仲間づくりをする「集い・交流の場」をいいます。筑紫野市では平成9年に第1号のサロンが誕生して以来、各地域で様々な活動がおこなわれています。



★ふれあい・いきいきサロンにはこんな効果が！！

効果その1 地域でのつながり	地域のつながりが少しずつ希薄になる中、サロンでお互いが顔を合わせることで、地域での絆をより強いものにするだけでなく、地域の中での新しい人間関係が生まれてきます。
効果その2 生きがい・社会参加	ふれあい・いきいきサロンでは、参加者は単なるお客様ではありません。集まった一人ひとりが主役となって様々な役割を持ち、自分たちでサロンを作っていきます。必要とされる喜びが生きがいや社会参加意欲を高めます。
効果その3 いろんな人達が 福祉のまちづくりに参加	サロンの運営は、民生委員や福祉委員だけでなく地域の役員さんなど様々な人達が参加することによって自分たちの地域の課題をみんなで共有することができ、より幅広い活動に展開することも可能になります。

サロン運営の基礎知識

～サロン開設準備から運営までの流れとポイント～

サロン活動にはいろいろな成り立ち、運営方法があり、決まったひとつの形があるわけではありません。

これから活動をはじめようとする場合、何から手をつけてよいか分からないこともあるかと思います。サロン活動をはじめるとあたっての大まかな流れを示しますので参考にしてください。

1 地域の状況を知る

- ◆地域に孤立しがちな人はいませんか？
- ◆地域でどのような集いの場が求められているのでしょうか？

2 中心メンバーを集める

- ◆ひとりでは始めるのは大変。担い手の中心となるメンバーを募りましょう。
- ◆協力や支援をしてくれる人・組織を見つけましょう。

3 活動の基本的な考え方を決める

- ◆これからは始めるサロン活動のイメージや基本となる考え方を話し合います。
- ◆開催費用についても事前に検討しましょう。

【イメージ】

参加者の範囲(高齢者・障がい者・子育て等)・人数
開催日・開催頻度・開催時間・参加費・活動内容 等々

【主な経費】

- ① 会場にかかわるもの…会場借上費・水道光熱費
- ② 飲食にかかわるもの……茶菓子代・食材購入費(食事を出す場合)
- ③ 連絡にかかわるもの…印刷費・郵便代・電話代
- ④ 研修にかかわるもの…ボランティア講座・サロン連絡会などの参加費
- ⑤ 保険にかかわるもの…ボランティア行事用保険掛け金 等
- ⑥ その他……………消耗品費・備品代

4 場所を確保する

◆自分たちのサロン活動にあった会場を見つけましょう。

5 参加を呼びかける

◆来てほしい人に情報が必ず届く方法を考えましょう。

【周知方法】

- ・ 掲示板……公共施設、町内会、郵便局 等
- ・ 回覧板……町内会

チラシは楽しい雰囲気が出るようイラストを使うなど工夫する。

気軽に参加できる雰囲気づくりを心がける。

6 サロンを開く

◆まずは開いてみましょう。いろいろな課題はあっても、実行しながら、そのときどきで解決していけばよいのです。事前の準備は怠なく。

7 運営のルールをつくる

◆参加者と担い手が一緒になって、自分たちの望むサロンを運営していくための基本的なルールを決めます。

8 運営に悩んだら

- ◆みんなが意見を言いやすい雰囲気作りを心がけましょう。
- ◆ほかのサロンとの情報交換、交流会を行いましょう。
- ◆悩みをオープンに、みんなで解決策を考えていきましょう。

9 その他の留意点

- ◆参加者のプライバシー保護に留意しましょう。
- ◆事故の防止や不測の事態が生じたときの対応に努めましょう。

保険加入について

◆ボランティア活動保険

- ・サロンの『ボランティア』の方の保険です。
- ・傷害と賠償の補償が受けられます。
- ・補償期間は、加入手続きの完了した翌日から翌年3月31日までです。
- ・年度更新となっています。
- ・申込書（P.6）と名簿（氏名・年齢・住所・連絡先）（P.7参照）の提出が必要です。
- ・途中でボランティアが増えた場合も、申込書の記入が必要です。
- ・新規でサロンを設立した場合は、サロン開催日前までに加入いただくことをお勧めします。
- ・各サロンには2月末～3月上旬に次年度の加入申込書をお送りします。できるだけ早めのご提出をお願いします。
- ・他のボランティアグループに所属されている場合は一口の加入で問題ありませんが、活動の届け出を当会までご一報ください。
名簿（P.7参照）の外部団体所属の欄にご記入いただいても大丈夫です。
- ・活動中に新型コロナウイルスに感染した場合も補償となります。
※活動実態、感染要因等の有無など、保険会社が認めた場合

◆サロン傷害補償

- ・サロンの『参加者』の保険です。
- ・傷害の補償のみ受けられます。
- ・補償期間は、加入手続きの完了した翌日から翌年3月31日までです。
- ・年度更新となっています。
- ・名簿の提出（氏名・年齢・住所・連絡先）が必要です。（P.8参照）
- ・申込書はありません。名簿のみの提出となります。
- ・途中で参加者が増えた場合、新しい方の名簿の提出が必要です。
- ・新型コロナウイルス感染症における補償はありません。

注意 ⚠ 同一サロンに対し、一個人がボランティア活動保険と
サロン傷害補償の双方に加入することはできません。

内の記入をお願いします。

※記入後は複写を切り離さずご提出ください。

令和4年度用

社会福祉法人全国社会福祉協議会 御中

サロン名は正式名称。
代表が変わる場合は、
新しい代表者の名前を記入。

ボランティア活動保険 加入申込書

① (受付社協控)

パンフレットを確認し、「個人情報の取扱いについて」に同意し、加入を申し込みます。

No.

~~加入手續完了日~~

令和 年 月 日

大規模災害特例

加入申込人	団体・グループ名 代表者氏名	(フリガナ) サロン ダイヒョウ チクシノ ハナコ 〇〇サロン 代表 筑紫野 花子	〈ご署名(フルネーム) またはご捺印〉  (法人の場合は法人印を ご捺印ください。)	主な活動内容
	ご住所・TEL	〒 818-0013 筑紫野市岡田3丁目11-1 TEL 092 (920 8008 (担当)		サロン活動 主な活動場所 〇〇公民館他

ご加入内容（下欄に加入人数・保険料をご記入ください。）

基本プラン 350円	天災・地震補償プラン 500円	【新設】 特定感染症重点プラン 550円	合計
× _____ 人 _____ 円	× _____ 人 _____ 円	× _____ 人 _____ 円	_____ 人 _____ 円

【基本プランへご加入の方へ】

※基本プランでは地震、噴火、津波が起因する死傷は補償されません。

※被災地でのボランティア活動では、予測できない様々な事態が想定されます。

活動中の二次被害への備えとしても、あらかじめ天災・地震補償プランに加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

☒ 上記を了承の上、基本プランへ加入します

【令和4年度からの新規加入となる方・令和4年3月31日までにお手続きが完了していない方へ】

※基本プランや天災・地震補償プランでは補償開始からその日を含めて10日以内に感染した特定感染症に対しては、補償されません。特定感染症を初日から補償対象とする場合は、特定感染症重点プランにご加入ください。

●既作成のご加入者の名簿がある場合は、コピーの添付をもってご加入者氏名のご記入は不要です。

No	ご加入者氏名(被保険者)	年齢層 (※)	ご加入プラン(○印)			No	ご加入者氏名(被保険者)	年齢層 (※)	ご加入プラン(○印)		
			基本	天災 地震補償	特定 感染症 重傷				基本	天災 地震補償	特定 感染症 重傷
例	福祉一郎	50代	○	○	○			代	○	○	○
		代	○	○	○			代	○	○	○
		代	○	○	○			代	○	○	○
		代	○	○	○			代	○	○	○
各団体作成の名簿があれば、そちらの添付（P7参照）で構いません。 ※ボランティア等世話人を対象とする保険のため、サロン参加者は加入できません。											
		代	○	○	○			代	○	○	○
		代	○	○	○			代	○	○	○
		代	○	○	○			代	○	○	○

各団体作成の名簿があれば、そちらの添付（P7参照）で構いません。
※ボランティア等世話人を対象とする保険のため、サロン参加者は加入できません。

(※) 社会福祉協議会にてご加入者の年齢層構成の分析を行うため、年代の記入についてご協力をお願いします（必須項目ではありません）。20歳以上29歳以下は「20代」というように10歳単位でご記入ください。

受付社協

社会福祉協議会

~~補償期間 令和 年 月 日～令和 5 年 3 月 31 日~~

社協受付印

(D-1-2)

ご一読の上、チェックを入れてください。

ボランティア活動保険加入者名簿 サロン名：**※民生委員・福祉委員を含むボランティア全員を記入をしてください。**

No.	氏 名	年 齢	住 所	連 絡 先	外団体部 所属
1			〒		
2			氏名・年齢・住所・連絡先がわかれば、 名簿の様式は問いません。 ※ボランティアスタッフが増えた場合加 入申込書が必要になります。		
3					
4					
5					
6			〒		
7			〒		
8			〒		
9			〒		
10			〒		
11			〒		
12			〒		
13			〒		
14			〒		
15			〒		
16			〒		
17			〒		
18			〒		
19			〒		
20			〒		
21			〒		
22					
23					

サロン傷害補償加入者名簿

サロン名：

※参加者全員を記入してください。

No.	氏 名	年 齢	住 所	連 絡 先	役 職
1			〒		
2			〒		
3			氏名・年齢・住所・連絡先がわかれば、 名簿の様式は問いません。 ※参加者が増えた場合は、社協まで ご連絡ください。		
4					
5					
6					
7			〒		
8			〒		
9			〒		
10			〒		
11			〒		
12			〒		
13			〒		
14			〒		
15			〒		
16			〒		
17			〒		
18			〒		
19			〒		
20			〒		
21			〒		
22			〒		
23			〒		
24					
25					

◆ボランティア行事用保険

- バスハイクなど行事の際にかけることのできる任意の保険です。
- ボランティア、参加者と両者を含めた人数で申込ができます。
※ボランティアのみの親睦、レクリエーションは対象となりません。
- A プラン及び C プランは参加者が 20 人未満の行事の場合、20 名分の最低保険料 560 円をお支払いいただくことで加入ができます。
※20 人を超える場合は、1 人あたり 28 円が追加となります。
- その日のみの補償になります。
- 通常、1 日 1 行事の取り扱いですが、同行事の日程が連続して 2 日間以上にわたる場合は 1 行事とみなします。
- 傷害と賠償の補償が受けられます。
- 申込には申込書の記入・押印と参加者名簿・掛金・振込手数料が必要です。
※令和 4 年 1 月 17 日より、現金振り込み時に振込手数料がかかることとなりました
- 手続きの関係上、行事開催の 1 週間前までにお申し込みください。
- やむをえず、行事の開催が延期や中止となる場合はすみやかに当会までお申し出ください。
- オンラインで行う場合、主会場のみ対象となりますが、ご自宅は対象外となります。
- 新型コロナウイルス感染症における補償はありません。

※加入依頼書は「社協事務所」にあります
代表者名の印鑑(シャチハタ不可)と掛け金を持参の上、
社協事務所で手続きをお願いします

社会福祉法人
全国社会福祉協議会 御中

パンフレットを確認し、「個人情報の
取扱いについて」に同意し、加入を申
し込みます。

ボランティア行事用保険 加入依頼書

①(保険会社用)

※緑色の部分は特に記入漏れが多い部分です。必ずご記入ください。

令和4年度用

行事開催対象期間：
令和4年4月1日～令和5年3月31日

令和 年 月 日

※「参加者の追加」の申し込みの場
合は、新規加入時の申込「コピー」を
添付してください。

社協コード

区分

① 新規加入 ② 参加者数の追加

加入申込人
(代表者名)

フリガナ ○○サロ 代表 筑紫野 花子

住所・TEL 〒 818-0013 筑紫野市岡田3丁目11-1 TEL 092(920)8008 (担当)

ご署名(フルネーム)
またはご捺印
(法人の場合は印を添付ください)

印

行事共催者※ 社会福祉協議会

加入依頼書別紙 (有)

日 程	行事名称(内容)	開催場所
月 日から 日間	順延日	参加者の実習の有無(有)
月 日から 日間	順延日	参加者の実習の有無(有)
月 日から 日間	順延日	参加者の実習の有無(有)

実施日・行事の内容・開催場所
(行先)をご記入ください。
例) ○○サロンバスハイク
△×方面

名	Aプラン(宿泊を伴わない行事)			Bプラン(宿泊を伴う行事)	
保険料	A-1	A-2	A-3	1泊2日	
延人数	人	人	人	人	人
保険料	円	円	円	円	円
延人数	人	人	人	人	人
保険料	円	円	円	円	円
延人数	人	人	人	人	人
保険料	円	円	円	円	円
延人数計	人	人	人	人	人
保険料計	円	円	円	円	円

加入依頼書と
加入依頼書別紙の
保険料計を
合計した金額を
ご記入ください。

合計保険料 円

払込日 令和 年 月 日

貼付した払込受付証明書に記載の振込日をご記入ください。

1行事の最低保険料 A1・C:560円 A2:2,520円 A3:4,960円

保険料欄記入の保険料が最低保険料以上かご確認ください。

<お申込み時チェックリスト>

- ☒ 最低保険料以上の申込みになっている(参加者数の追加の場合を除く)
- ☒ 行事名称・開催場所・日程を記載した
- ☒ 行事前日までに申込みしている(当日以降の加入は不可)
- ☒ 行事参加者全員分(主催者含む)で申込みしている(一部参加者のみの加入は不可)

上記補償の加入申込みを受け付けました。

受付社協名

電話番号 ()

印

加入依頼書および保険料は、行事開催日の前日までに送付・送金してください。

【払込票貼付欄】

この欄には

振替払込受付証明書(お客さま用)

を必ず貼付してください

助成金について

◆助成対象となる団体は交付基準（P.13～14）に掲載している第2条のいずれにも該当する団体に限られます。

◆交付金額について

1 団体60,000円を上限としています。

運営費 年額 12,000円 月額1,000円

開催回数加算 2,000円×開催回数

（年度当初から実施の場合24回分が上限になります。）

例）◇年6回開催の場合

$12,000円 + 2,000円 \times 6 = 24,000円$

◇7月からサロンを立ち上げ、月に一度の年9回開催

$9,000円 + 2,000円 \times 9 = 27,000円$

注）12月にサロンを立ち上げ、月に一度の年4回開催の場合、交付条件（第2条（3）号）を満たさないため、助成金が交付されません。

◆ふれあいいきいきサロン助成金返還金について

令和3年度より、実施回数が申請額に満たないサロンにおいて、ふれあいいきいきサロン助成金の返還をお願いしております。

◆申請時に必要な書類（該当するページをご参照ください）

- ・令和4年度ふれあいいきいきサロン助成金申請書
……（P.15 様式①）
- ・請求書……（P.16）
- ・通帳コピー……（P.17）
- ・年間計画書（作成している場合は添付可）……（P.18）

※新年度(4月以降)に入って助成金交付に関する書類をお送りします。

※助成金申請の受付は**7月末**までとしています。

◆報告時に必要な書類

- ・ふれあいいきいきサロン助成金完了実績報告書
……（P.19～様式②—1、2、3）

※書類は2月頃に送付予定。

当該年度の実績を記入の上、4月の上旬(第1週)までにご提出ください。

◆返還時に必要な書類

- ・返還金をお願いする場合は、別途ご連絡をさせていただきます。

◇◆◇不明な点があれば地域福祉担当にお尋ねください。

社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会サロン活動助成金
交付基準

(目 的)

第1条 この基準は、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、『ふれあい・いきいきサロン』、『障害者サロン』、『子育てサロン』（以下、「サロン」という。）に対して交付する助成金について必要な事項を定め、仲間作りや健康増進対策、育児不安の解消や乳幼児の健全育成等を効果的に推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 社協は、サロン活動を実施する団体（以下「団体」という。）で、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 利用者が概ね10名以上であること
- (2) 利用者がサロンの趣旨からみて適当であること
- (3) 年間6回以上開催されること
- (4) 責任ある運営が行われること
- (5) 地域に開かれた運営が行われること
- (6) 営業、営利、勧誘等の利用目的としないこと
- (7) 特定の団体会員のみを対象としている事業でないこと

(助成金額)

第3条 助成の金額については、1団体60,000円を上限とし、助成を行う。

2 前項の助成金額の算定基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 活動運営費 年額 12,000円、月額 1,000円、
- (2) 開催回数加算 2,000円×開催回数

3 年度途中の新規の申請に対する助成額は、前項の活動運営費の月割額に開催回数加算の額を加えて得た額とする。

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとする団体は、次の各号に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を行政区を通じ社協会長へ提出しなければならない。

- (1) 助成金申請書
- (2) 収支予算書及び事業計画
- (3) その他事業の内容を示す書類等

(助成の決定)

第5条 社協会長は、前条の規定により提出された申請書等を審査のうえ、助成の可否を決定する。

(活動報告)

第6条 この助成金の交付を受けた団体は、当該事業終了後1か月以内に、次の各号に掲げる書類を社協会長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業収支決算書

(助成金の返還)

第7条 社協は、助成を受けた団体が次のいずれかに該当するときは、交付した助成金の全額又は一部返還を命ずることができる。

(1) この基準に違反したとき

(2) 書類に虚偽の記載をしたとき

(3) 事業の実施方法又は助成金の使途が不適切と認められるとき

(4) 正当な理由なく、事業回数の全部又は一部が出来なかったとき

2 前項の規定により助成金の返還を命ぜられた団体は、速やかに助成金を返還するとともに、返還金報告書を社協会長に提出しなければならない。

(補則)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

様式①－１

令和４年度ふれあいいきいきサロン助成金申請書

提出日を記入

令和 ４年 ●月●●日

社会福祉法人

筑紫野市社会福祉協議会

会長 岡 部 征 紘 様

申請者

(団体名) ●●サロン

(代表者名) 筑紫野 花子 印

捺印をお願いします

「ふれあいいきいきサロン」を実施するにあたり、標記助成金の交付を申請いたします。

記

1, 助成金名 ふれあいいきいきサロン助成金

こちらは記入しないでください。
年間実施回数に応じて社協で記入いたします。

2, 助成金額 円

3, 事業計画書

正式名称をお願いします。

年間計画書（別紙）
と回数を合わせて
ください。

サロンの名称	●●サロン		
開催場所	●●公民館		
	筑紫野市●●3丁目11-1 ☎920-8008		
年間実施回数	12 回程度	延べ参加者数	●● 人程度
活動メニュー	茶話会・体操・レクリエーション・バスハイクなど...		

年間計画書（別紙）に
記載があれば、「別紙
参照」でも可。

上記団体が行うふれあいいきいきサロン活動の趣旨に賛同し、行政の福祉活動の一環として推進・支援を行います。

区長及び自治会等の
長のサインと捺印を
お願いします。

行政区名 ●● 区長（自治会等の長） 筑紫 太郎 印

見本

請 求 書									
請求金額									
						百万	千円	円	
令和 ● 年 ● 月 ● 日									
上記の金額を請求します。									
筑紫野市社会福祉協議会長 様									
住所 筑紫野市●●●△丁目△ー△									
氏名（法人名） ●●●サロン 代表 筑紫野 花子 （代表者名）									
(内訳) 別紙請求書のとおり									
支払方法 ① 口座振替（下段の口座振替依頼書欄にも記入してください。） 2 直接払									

領 収 書									
令和									
上記の金額を領収いたしました									
住所									
氏名（法人名）									
（代表者名）									
筑紫野市社会福祉協議会長 様									

こちらは記入しないでください。
申請書の実施回数及び年間計画表を
もとに社協で記入をいたします。

サロンもしくは代表者の捺印をお願い
します。シャチハタはご遠慮下さい。

こちらは記入しないで
ください。

口 座 振 替 依 頼 書			
振 込 先 金融機関	銀行 信組 信金 農協	預金種別	口 座 番 号
		① 普 通 2 当 座 9 その他	●●●●●●●●●●
口座名義	(フリガナ) ●●●サロン ダイヒョウ●●●●●●●●●● ●●●サロン 代表●●●●●●●●●●	金融機関番号	支 店 番 号

※口座名義(フリガナ)は正確にご記入下さい。

助成金は口座振替となります。
確認のため、通帳の口座がわかる部分の
コピーとあわせてご提出ください。

黒枠の部分がわかるように
コピーをとっていただきますようお願いいたします。

※通帳の表紙を1枚めくった見開きのページです

ご契約内容

CMF番号	お 名 前				
口座番号	様				
税 区 分	通 帳 限 度 額	支 払 目 録 ()			
分離	千円	千円			
契 約 日	振替日(振替開始月)	振替サイクル	振 替 金 額	引 落 指 定 口 座	
*****	**日(*****)	** 毎月	*****円	*****	*****
	日()	毎月	円		

印紙税申告納
付につき福岡
税務署承認済

発 行 日 21.12.22
口座開設店番 275
発行店番 275

福岡銀行
二日市支店

TEL 092(924)2131



(通帳作成地) 福岡市中央区天神二丁目13番1号
株式会社 福岡銀行本店営業部(福岡銀行 銀行コード0177) (キャッシュカードをお持ちのお客様は、暗証や入出金明細の照合、住所変更が電話でできます。)

お客様へのお願い

通帳・お印鑑の保管	盗難などによる被害防止のため、通帳とお印鑑は別々に保管していただきますようお願いいたします。 キャッシュカード等の発行を受けられた場合は、ATMを使用して通帳によるお引き出しができますので、通帳の保管は充分注意をお願いします。
暗証番号の管理	キャッシュカード等をご利用される場合は、暗証番号には、生年月日、電話番号など他人に推測されやすい番号を使用しないでください。
暗証番号のご変更	暗証番号は定期的にご変更されることをお勧めします。 暗証番号は、当行のATMで、キャッシュカードまたは通帳を使用して変更ができます。
ご通帳等の紛失・盗難の場合	通帳やお印鑑、キャッシュカード等の紛失の際は、ただちに当店または当行本支店へご連絡ください。盗難の場合は、警察にもお届けください。 休日、平日時間外は、喪失届受付センター(☎0120-100-508)にお電話ください。なお、通帳・キャッシュカード等の再発行には当行所定の手数料が必要となります。
住所・お印鑑印をご変更の場合	お届け住所やご印鑑を変更される場合は、お早めにお届けください。 住所のご変更は、キャッシュカードダイヤルサービスや、メールオーダーサービスでもお取扱いいたします。
お預入れ・お支払い	この通帳は当店のほか、当行の国内本支店でお預入れ・お引き出しができます。 なお、お引き出しに際し、お客様の大切なご預金を守るために、本人確認書類のご提示等をお願いすることがございます。
通帳のご記帳	通帳は定期的にご記帳ください。 ご記帳がない明細が一定数以上となる場合は明細を合計して記帳させていただく場合がございます。この場合、通帳に「合計記帳」と表示いたしますので、明細が必要な場合には、窓口までお申し出ください。
預金規定	この通帳にかかる取引は、別途お渡した各預金規定によりお取扱いいたします。
取扱いの禁止	この預金および通帳は、譲渡または質入することはできません。ただし、当行がやむを得ないものと認めて質入を承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

流動性預金通帳



令和 年度サロン年間計画表
 ●●●● いきいき サロン

月	日	曜日	行事内容	備考
記入例	6	水	花見、食事会	公民館横講演にて実施
4	20	水	レクリエーション	社協依頼
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
1				
2				
3				

すでに年間計画表を作成している場合は、添付していただくと、この用紙に記入する必要はありません。

様式②-1

令和4年度ふれあいいきいきサロン助成金完了実績報告書

年 月 日

提出する日付を記入

社会福祉法人
筑紫野市社会福祉協議会
会長 岡 部 征 紘 様

報告者
(団体名) ●●サロン

捺印をお願いします

(代表者名) 筑紫野 花子 印

標記の件について、下記のとおり事業を実施し、完了いたしましたのでご報告いたします。

記

1. 事業名 ふれあいいきいきサロン事業

様式②-2と同じ数字が入ります。
(P.20 ○)

2. 実績報告 令和4年度実施回数 _____ 回

・活動内容及び参加人数 別紙のとおり

令和4年度活動報告

◇サロン名 (●●サロン)

月	実施日 (または回数)	主な活動メニュー	参加者数	世話役 人数	月計
4月	11日(月)	音楽レクリエーション	16	3	19人
5月	9日(月)	バスハイク	13	2	15人
6月	13日(月)	ヤクルト出前講座	14	3	17人
7月	11日(月)	包括支援センターからの講話	12	3	15人
8月	8日(月)	防災について(市役所)講話	16	3	19人
9月	12日(月)	シニアクラブとの合同開催	33	4	37人
		(食事会)			
10月	17日(月)	ミニゲーム大会	17	3	20人
11月	14日(月)	絵手紙製作	15	3	18人
12月	12日(月)	クリスマスツリーを作ろう	15	3	18人
1月	16日(月)	ぜんざい会	16	4	20人
2月	13日(月)	社協 レクリエーション	16	2	18人
3月	13日(月)	映画鑑賞	14	3	17人
実施 回数計	12回	延べ参加人数計	197	36	233人

令和4年度ふれあいいきいきサロン助成金完了実績報告書

3. 収支決算報告（特段ない場合は下記様式を記載すること）

《収 入》

	項目	金額（円）	内訳
	社協助成金	●●,000	
	行政区助成金	●●,000	
	参加者負担金	●●,000	
	合 計	●●,000	

《支 出》

領収証のコピーの添付は必要ありませんが、項目ごとの記入をお願いします。

	項目	金額（円）	内訳
	食費	●●,000	お茶菓子 ●,000円 お茶 ●,000円、弁当 ●,000円
	消耗品費	●●,000	ちぎり絵材料 ●,000円 コピー用紙代 ●,000円
	バスハイク	●●,000	会費 5,000 円、高速代●,000 円、駐車場代●,000円、……
	保険代	●,000	
	合 計	●●,000	

弁当、お茶菓子
などものづくり
材料費など

職員の派遣について

市内で年々サロンが増えてきたことに伴い、多くのサロンを訪問させていただきたいと考え、訪問申請書の記入・提出のご協力をお願いしています。

社協より依頼して訪問させていただく分と、サロンからの依頼を受けて訪問する分に下記の通り分けさせていただいております。

社協からの依頼訪問 → **おねがい訪問**
サロンからの依頼訪問 → **おたすけ訪問**

受付間違い防止のためにおたすけ訪問申請書を利用いただき、訪問を希望される場合はサロン開催2ヶ月前までにご連絡していただきますようお願いいたします（FAX可）。

尚、おたすけ訪問は、1サロンにつき、年2回までご利用いただけますが、市内の新型コロナウイルス感染症の発生及び感染状況を見ながら対応させていただきますのでご了承ください。

訪問においては開催1ヶ月前までに、社協より出欠の返答をさせていただきます。依頼日の重複や社協事業の関係により、訪問できない場合はお断りをさせていただくこともありますのでご了承下さい。

今後とも皆様のご理解、ご協力の程お願いいたします。

※参照 おたすけ訪問受付締切一覧表

サロン開催月		締切月		サロン開催月		締切月
4月分	→	3月末		10月分	→	8月末
5月分	→	4月末		11月分	→	9月末
6月分	→	4月末		12月分	→	10月末
7月分	→	5月末		1月分	→	11月末
8月分	→	6月末		2月分	→	12月末
9月分	→	7月末		3月分	→	1月末

注）4月・5月については締切日が1ヶ月前となっています。

おたすけ訪問申請書

月 日 () : ~ :

サロンを開催いたします。

つきましては社協からの参加をお願いします。

・レクリエーション _____分程度

・ _____分程度

【その他】

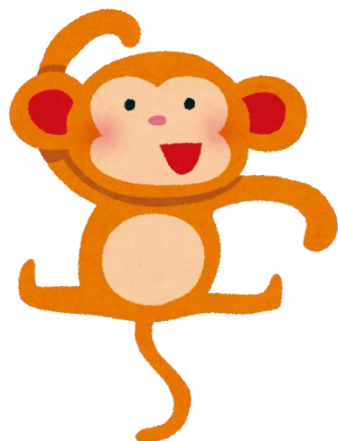
令和 年 月 日

_____サロン

申込者氏名 _____

TEL _____

FAX _____



※「おたすけ訪問」は、年2回までとなります。

※サロン開催月の2ヶ月前までに提出（送信）をお願いします。

FAX受信後、サロン開催月の1ヶ月前に返事をいたします。

(この用紙をコピーしてお使いください。)

レクリエーション用具の貸出について

◆申し込み方法

電話等で空き状況を確認の上、お申し込みください。

希望日の**3ヶ月前より**受付いたします。レクリエーション道具の受け渡しの際に、備品借用申請書の記入が必要です。（印鑑は必要ありません）

備品借用申請書（P.26～27）をコピーし、持参されてもかまいません。

例）令和4年6月1日から借りたい場合⇒令和4年3月1日からの受付

◆借用対象者

福祉活動を目的とする団体・または個人

※学校行事等への貸出は致しかねますので、ご了承ください。

◆借用期間

最長1週間程度

◆費用

無料

◆受付時間

平日の9：00～17：00迄

※土・日・祝日の貸出、返却につきましてはご相談下さい。

◆注意事項

○貸出レクリエーション道具につきましては、ご利用団体・者自身での搬送となります。

○貸出申込後、レクリエーション道具の破損などにより貸出が出来なくなることがありますのであらかじめご了承下さい。

○貸出は消毒可能な道具に限らせてもらっています。

○使用される際は、こまめな手指消毒やビニール手袋を使用されるなどご協力をお願いします。

様式第1号)

担 当	担当の長	課 長	次 長	局 長	会 長

社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会
会 長 宛

令和 年 月 日

備 品 借 用 申 請 書

このたび貴会のレクリエーション用具を使用したく、申込みいたします。
なお、借用物については責任もって管理し、損傷、紛失等があった場合はすみやかに連絡いたします。
また、下記の事項を厳守履行いたします。

記

1. 営業目的では使用しないこと

2. 市外で使用しないこと

3. 目的外で使用しないこと

4. 政治活動または宗教活動等で使用しないこと
- 以上

【申請者】

グループ名		申請者名	
所轄課		課長名	
住所・連絡先	〒 電話番号()ー —		

※日中、連絡がとれる番号をご記入下さい。
※期間内に返却がなかった場合等に連絡をさせていただく場合がございます。

使用目的			
借用期間	令和 年 月 日()～令和 年 月 日()		
使用日	令和 年 月 日()		
使用場所	(室内 ・ 屋外)		

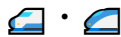
【申込用具】

※裏面記載

※市社協事務局 記入欄

返却日	令和 年 月 日()	受付担当者 確 認 印	
-----	-------------	----------------	--

【貸出希望用具】 ※用具の破損などにより、貸出が出来なくなることがありますのでご了承下さい。

用具名	保有数	貸出希望数	用具名	保有数	貸出希望数
囲碁ボール	2		ペタボード	1	
江戸いろはカルタ	1		ポケネット	1	
大型だるまおとし	1		ポケットボール	1	
オーバルボール	1		ボウリング	2	
お手玉ボード	1		ボッチャ	1	
お手玉リズム体操&陣取りマット	1		ボトルチップス	2	
思い出カルタ 1・2・3	各 1		ミニ囲碁ボール	1	
カラーリング	1		ラダーゲッター	2	
ガンバルーン	2		わなげスタンダード	2	
慣用句かるた	1		わなげ9&Q	1	
グランドゴルフ (ボール)	2		キーボード	1	
グランドゴルフ (スティック×6)	7		トーンチャイム	1	
ゲーゴルゲーム	1		ベルハーモニー (2箱)	1	
ゲートボールセット (くだもの)	1				
ゲームレール	3				
コミュニケーション麻雀	1		【子ども対象遊具】		
三段式玉入れ台	1		アドベンチャージム	1	
ジェンガ (2箱)	1		エクササイズボール 赤・青・黄	各 1	
ジャンボトランプ	2		おままごとセット	1	
新十扇・雅	1		カタカタ押し車 犬・鳥	各 1	
スカットボールⅠ	2		カジュアルポニー・ジェットスコット	各 1	
スカットボールⅡ	1		木のおもちゃ各種	各 1	
スマイル射的	2		()		
スロービー	1		()		
底抜けホールインワンゲーム	1		コーナーポイント (4色)	各 1	
ターゲットゲーム	1		プレイトンネル サークル・緑	各 1	
ターゲットプレイシート	1		ジョイントマット (16枚)	2	
卓球バレー	2		ドレミでピョンピョン	1	
タンポポシャッフルボード	1		ドレミマット	1	
釣りっこ	1		ニューブロック 	各 1	
ディスクゲッター9&5・ドッチビー	1		忍者ランド探検トンネル	1	
ディスクコン	3		布積木	2	
点鳥ルーレット	1		プールでさかなつり	1	
魚魚あわせ	1		ボールハウス	1	
ニチレクボール (室内ペタンク)	2		ホップ 赤・青・黄	各 1	
ニュールーレットゴルフ	1		ムーブターゲット	1	
バックコー	2		ロディ 赤・青・ピンク	各 1	
バルバレー	1		乳幼児用おもちゃ各種	各 2	
花おりおりカルタ	2		()		
羽根っこゲーム 1・2	2		合計		

バスの利用について

- ◆サロンでのバスハイクなどの際に貸出を行っています。
社会福祉協議会の特別会員になっていただく必要があります。
(特別会員会費5,000円/年度)

なお、燃料費・高速道路料金等は実費負担となります。

- ◆バス使用申請は利用日の3ヶ月前からの受付ですが、電話での受付ができません。
申請書(P.28)を持参いただくか、FAXでお送りください。
当日扱いの申請は、9:00～16:00までです。(16:00以降は翌日の受付となります。)

(行程表及びバス乗車名簿は利用日の1週間前までにご提出ください)

例) 令和4年10月1日に利用したい場合

⇒令和4年7月1日より受付

※仮に7月1日の受付時間内に10月1日利用希望の申請が複数団体から出された場合は、抽選になりますのでご了承ください。また、申込開始日が土・日・祝等に当たる場合は、直前の平日からの受付となります。

◆利用制限

- いきいきサロンを含む多くの団体に有効に活用していただくため、各団体3～5月の間に1回まで、9～11月の間に1回までとさせていただいております。その他の月も各団体とも月に1回までの利用となります。
- バス運行行程の最大距離は往復で250キロメートルまでとなっています。
- サロンを運営しているボランティアの方々のみでの利用希望は運行の対象となりません。

※状況により変更となる場合がありますので、詳しくは総務担当までお尋ねください。

受付者	運転者	担 当	担当の長	係 長	課 長	次 長	局 長	会 長
バス利用許可申請書								
1 利 用 日 時	自 令和 年 月 日 ()					午前 時 分	日間 時間	
	至 令和 年 月 日 ()					午後 時 分		
2 利用する団体名 ・乗車予定人数				6歳未満 人	6～12歳以下 人	12歳以上 人	計 人	
3 利用責任者住所 連 絡 先		筑紫野市			Tel () — FAX () —			
4 利用責任者氏名					集 合 場 所			
5 利 用 目 的								
6 運 行 行 程 ※起点から終点までの 順路を詳しくご記 入ください。(書き きれない場合は資料 を添付)		1. 以下のとおり 2. 後日(別紙)※行程表及び名簿は利用の1週間前までに提出してください。						
7 運転手の昼食		☐ 準備あり ☐ 準備なし						
8 備 考								
上記について、バス運行要綱及び許可条件を固く遵守いたしますので許可下さるよう申請いたします。 令和 年 月 日 社会福祉法人 筑紫野市社会福祉協議会々長 様 申請者住所 〒 筑紫野市 氏 名 印 電 話 番 号 所 管 課 課 長 名 印								

社会資源の紹介

- ◆サロンで使える無料出前教室等、社会資源の紹介を行っています。社会福祉協議会にカタログを準備していますので気軽にお越しください。

サロン連絡会の開催

- ◆年に2回程度、高齢者・障がい者サロン関係者を対象とした情報交換や情報提供の場として開催しています。
ものづくりやレクリエーション体操等、毎回テーマを決め開催されています。サロン連絡会で得た情報を是非、自分たちの地域のサロンにご活用ください。
(※コロナウイルス感染症拡大防止の為、中止または小規模開催等を行っています。)

ふれあい・いきいきサロン Q&A

Q1 ふれあい・いきいきサロンの目的は何ですか？

➡ 高齢者サロン・障がい者サロンの目的は、高齢者や障がい者と地域住民と一緒に活動し、「閉じこもり」「孤立化」の防止、「生きがいづくり」「友達作り」です。
子育てサロンの場合は地域全体で子どもを育て、家庭以外にも子育てが出来る環境づくりを目的としています。

Q2 活動内容は決まっていますか？

➡ 茶話会、体操やレクリエーション、ものづくりなど活動内容は様々です。毎回、決まった内容をしなればいけないというわけではありません。地域性によりサロンの内容も様々です。「無理なく」「気軽に」「楽しく」がポイントです。

Q3 活動の場所や範囲はどの程度ですか？

➡ 行政区単位で公民館等を使って行うものですが、地域の実情によりそれより小さな範囲や2行政区合同での実施もあって構いません。
筑紫野市内においては、隣保館や児童センター等で開催されているサロンもあります。

Q4 助成金がもし余った場合はどうなるのですか？

➡ 助成金は自治体(市)からの一部補助を受けてお渡しています。原則年度内に活用をお願いしています。
また、年度ごとに申請書と報告書、年間計画書が必要になります。
なお、助成金額は、申請書と年間計画書を元に、市社協で決定いたします。
⇒詳しくはP. 10~をご覧ください。

※代表者や担当が変わられた際には、この冊子を基に引き継ぎをお願いします。

ふれあい・いきいきサロン手引き

編集・発行 筑紫野市社会福祉協議会

総務課 地域福祉担当

令和4年5月